

第 1 号議案

平成 23 年度の事業報告

現 状

平成 23 年度は、東日本大震災とそれに随伴した大津波、更に福島原発の重大事故と続いた大災害により、東日本の水産業は壊滅的状態になった。しかしながら、被災地の復旧復興及び福島原発事故の処理については、遅々として進まず、云々までもなく、日本経済全体にも深刻な影響を及ぼした年であった。

遠洋トロール漁業を取り巻く国内外の環境は、既存漁場における水産資源状況に十分な回復の兆候が見られず、また、今年も魚価の低迷や恒常化した原油の高騰に見舞われた厳しい一年であったが、従前通り、安全安心な水産物を安定的に我が国民へ供給した。

今回の災害により、当協会の会員にも深刻な被害をもたらしたが、概ね事業計画通りの事業が実施出来た。

なお、本会会員による平成 23 年度の操業実績は、各国の 200 海里内及び公海水域を含め延べ隻数 22 隻・総生産金額 126 億円・総漁獲量 11 万 3800 トン（合弁事業を含む）であり、前年実績から 6 千 300 トン減少した。

1. 国際対策事業

本年も二国間の政府間協議・民間協議・多国間の国際会議等に代表団を派遣し、割当確保・操業規制の緩和・漁業協力の実施に努め、漁業関係の改善と遠洋トロール漁業の維持存続に努力した。

各水域別の事業報告は次の通り。

(1) 北方水域関係

① 天皇海山

平成 23 年度の操業状況は、豊漁であった昨年と異なり主対象魚種であるクサカリツボダイとキンメダイは平年並みで推移した。遠洋トロール漁船 5 隻と底刺し網漁船が 1 隻出漁した。現在、曳網時間による漁獲努力量規制の資源管理

が行われているが、毎週、各船からの報告を集計し努力量規制の遵守に努めた。当該水域の資源管理回復計画の一環として実施された 11 月、12 月の休漁に対し、休漁補償が 4 隻の操業船に支払われた。

②ベーリング公海

平成 23 年 9 月 22 日～10 月 14 日まで第 16 回ベ公海条約年次会議が電子メールを利用した「バーチャル会合」で開催された。平成 5 年から 18 年間に亘ってモラトリアムが実施されてきたが、資源回復を示す情報がなかったため、漁獲可能水準(AHL)が設定されず、平成 24 年もモラトリアムを継続することになった。

(2)南方水域関係

① NAFO(北西大西洋漁業機関)水域

カナダ東岸の公海水域で従来通り、赤魚・カラスガレイの 2 魚種を主体に 1 隻操業を行う予定であったが、昨年引き続き操業船を派遣出来なかった。他方、資源管理に関しては、3 L海区赤魚および 3 M海区タラの資源状況が昨年に引き続き安定しているが、3 M海区赤魚に関しては、資源減少の兆候があるとの理由で、TAC は 1 万トンから 6 千 5 百トンに減少した。カラスガレイについては、調査船の CPUE が若干落ちており、その結果 5 %削減となり、日本割当枠は 1,305 トンから 1,240 トンに削減された。平成 24 年の安定した操業を確保するため、使用しないエビ枠・カラスガレイ枠を赤魚枠とカラスガレイ枠に交換する交渉を行った。尚、平成 24 年度の NAFO 出漁については、(株)渡會が断念したため、協会内で関係社と協議した結果、(株)YAMATO に決定した。当該社は外国船を購入し NAFO 操業を行う予定であり、現在、日本国籍化に向けて国交省等と作業を進めている。

② CCAMLR 水域

CCAMLR 科学委員会・年次会議が昨年 10 月 17 日～11 月 4 日まで豪州ホバートで開催され、本会も参加した。

1) メロ漁業

日本の操業船による調査操業が非常に高く評価され、日本が要求した数値を上回る TAC の調査が認められた。しかしながら、操業船による調査には限界があり、過剰な調査要求は、調査費用の負担増が大きくなるだけでなく、調査そのものの質を下げってしまう恐れもあることを科学者に認識してもらう必要がある。

2) オキアミ漁業

MPA(海洋保護区)の一般的保護措置の必要性が明確化され、科学的根

拠・調査モニター・レビューの必要性などが盛り込まれた内容を採択した。日本は、目的・根拠・設計・管理がセットになっていない場所、また、漁場であるような場所の MPA には合意出来ないと主張し、今年、各国案が再度検討される予定である。

③ニュージーランド水域

当該水域の主対象魚種であるホキは資源状況が上向き、TAC は昨年より 1 万トン増加し約 13 万トンに設定された。南タラは 1 千トン減少し、TAC は約 4 万 4 千トンに設定された。本年度は 1 隻が操業し、ホキ及び南たらの操業は順調に推移した。

④ SEAFO(南東大西洋漁業管理機関)水域

平成 23 年 10 月 10 日から 14 日の間、ナミビアのウインドホックで、第 8 回年次会議が開催され飯野政府代表外 6 名が参加した。このアフリカ南西岸(アンゴラ・ナミビア・南ア)の公海域(SEAFO)では、カニ籠船 1 隻と底延縄船 1 隻が操業している。年次会議では韓国が漁獲しているツボダイの TAC 設定で会議が紛糾したため、TAC が設定出来ず次回会合に持ち越された。尚、現在、加盟国は、日本・アンゴラ・ナミビア・南ア・ノルウェー・EU・韓国の 7 カ国である。

⑤南インド洋水域

金井漁業所属船第 58 富丸は開発センターによる開発調査用船事業が終了した後、同水域で商業操業を継続し、キンメダイ主体の中層トロール操業を行った。操業は順調に推移し、天皇海山操業の代替漁場としての漁場価値が高まると同時に、天皇海山操業船の漁獲努力量削減にも貢献することになった。

2. その他関係事業

(1) がんばる漁業復興支援事業による復興の取り組み

東日本大震災に伴う津波で、会員会社である開洋漁業が「第 5 天州丸」(国際トン数 901 トン)を失った。その代船建造のため、政府による復旧・復興対策事業を活用することとした。当社は、既に八戸機船漁業組合を主体とする「共同利用型漁船等復興対策事業」で、国・県・市から補助を受け、リースによる代船(未定丸・国際トン数 1,600 トン未満)の建造を国内造船所において進めている。当協会は、会員企業の復興、また、遠洋トロール業界の将来を見据えて、代船には居住区の充実、労働環境の改善、衛生的な製品の高度化などを通じ安定した漁業経営には増トンが必要であることなどを水産庁へ要請し、これが認められた。また、当協会としては、更に復興過程におけるリスクを回避する「がんばる漁業復興支援事業」(事業主体 当協会)によって、国の補

助を受け3年間の操業を安定化させる事業に参画することとした。八戸地域の復興プロジェクト実施者である八戸漁業指導協会と協力し、3月16日に八戸で第1回地域協議会を開始した。5月に開催される予定である中央協議会で本事業が承認される予定である。

(2) 北太平洋地域漁業管理機関の設立

カナダのバンクーバーで開催された第10回北太平洋漁業委員会設立会合で条約文が完成したが、未だ署名・批准は行われておらず、準備会合等、署名・批准に向けての作業が行われている。当会からは、これらの会議に担当者を積極的に参加させ、天皇海山水域の漁場確保に努めた。

(3) 南インド洋深海漁業協会 (SIODFA) への加盟

南インド洋漁業管理機関(SIOFA)が発効していない状況の中、この水域では南インド洋深海漁業協会(SIODFA)傘下の各国4社・4隻のトロール船が自主管理措置を設定し、環境団体のIUCNと責任ある持続可能な操業を行っていると共同声明を出し、環境保護団体の圧力を回避している。8月23日・24日にモーリシャスで開催された南インド洋深海漁業協会(SIODFA)の年次会議で金井漁業のSIODFA加盟が全会一致で承認された。この会議に日トロも参加し、当該水域の安定操業確保のため、当協会員の加盟に関し側面から支援した。

(4) 全国水産物輸入対策協議会

当協会は、全国水産物輸入対策協議会と歩調を合わせ、我が国の水産資源の保護や漁船漁業維持など水産業存続に悪影響を及ぼす自由貿易ルールの締結及びTPPの参加に反対すべく抗議行動を起こし、我が国政府関係者等へ要請を行った。

(5) 漁船マルシップ制度

昨年から続く経済不況の中、魚価の低迷が深刻化している。このような厳しい経済状況の中、昨年に引き続き本年度も会員各社と連絡を密にして、マルシップ管理委員会に出席し、漁船漁業の円滑なる遂行に尽力した。

(6) エコラベルへの取り組み

大日本水産会を事務局とし、立ち上げられた「MEL(マリン・エコ・ラベル)ジャパン」については、積極的に広報普及委員会等に出席し、我が国の漁業がMELを取得出来るよう活動を行った。現在13漁業種がMELを取得している。

(7) セーフティネット事業制度

原油価格の高騰に対するリスクヘッジとして、漁業者と国が折半で基金を作り、原油価格の高騰部分が基準価格水準を超えた場合、その超えた部分につい

て補填する事業については、当協会も、この制度を積極的に活用しており、会員のリスク回避に繋がることになった。

(8)IQ 枠管理

従前通り、水産資源保護の観点から適切に IQ 枠を管理し、分担金の徴収により、会の健全な運営を図った。

(9)その他

関係省庁・関係団体等の必要な情報提供については、従前通り、会員へメールや書類等で周知させ、本会の円滑な運営を図った。